

「かながわ子どもみらいプラン」（ひとり親家庭等自立促進計画（ひとり親家庭等自立支援の推進））における主な取組状況について

1 就業支援

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦を対象に、自立支援を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職準備や転職等に役立つセミナーの開催、養育費確保のための相談等を実施している。

平成26年度実績では、相談件数が前年より減少しているが就職件数は増加している。これは、主に相談窓口が平成26年7月に交通の便がよい場所に移転し、個々の相談者の事情に応じたきめ細やかな支援・指導ができる面接相談が増加（約50件）したため、就職件数が増加したと思われるが、一方で面接相談の増加に伴い、相談者へのアフターケアのための電話相談が減少（約130件）している。

相談実施にあたっては、相談者の家庭の状況や職業能力の適性、希望する仕事内容など、優先すべき事項を理解することが、就職に効果的であるため、面接を通じて相談者が自己理解を深めるよう適切なアドバイスを行い、相談者の個々の実情に適合する求人情報を提供することとしている。

また、実務経験やパソコン経験のない方を対象にパソコン教室を開催し、平成26年度は参加者数が増加（約60人）した。カリキュラムにはパソコンの基本操作のほか、キャリアカウンセリングによる就業支援を組み込んでいるため、受講後就業が決定した方が参加者の約33%と就職に役立っている。

ア 就業相談実績（政令市・中核市を除く）

【平成26年度実績】

区 分	平成25年度	平成26年度	前 年 比 較		
	a	b	件数 (b-a)	% (b/a)	
相談 件数	就業相談件数	7 3 3	6 4 9	△ 8 4	8 8 . 5 %
	求職者・情報提供 紹介状発行	8 3 5	8 3 0	△ 5	9 9 . 4 %
計		1, 5 6 8	1, 4 7 9	△ 8 9	9 4 . 3 %
上記のうち就職件数		7 0	7 6	+ 6	1 0 8 . 6 %

(注) 就業相談には、電話、面接、FAX、Email等を含む。

*就職決定者の内訳（平成26年度実績）

	事務	サービス業	医療・福祉	業、飲食店 卸売・小売	製造業	運輸業	教育	その他	合計
正社員	13	0	3	0	1	2	1	1	21
非正規	18	3	10	10	8	1	3	2	55
計	31	3	13	10	9	3	4	3	76

【平成27年度実績（12月まで）】

区 分		平成26年度	平成27年度	前 年 比 較	
		4月～12月 (a)	4月～12月 (b)	件数 (b-a)	% (b/a)
相談件数	就業相談件数	614	663	49	108.0
	情報提供・求職者 紹介状発行	627	757	130	120.7
計		1,241	1,420	179	114.4
上記のうち就職件数		55	69	14	125.5

*就職決定者の内訳（平成27年度実績（12月まで））

	事務	サービス業	医療・福祉	業、飲食店 卸売・小売	製造業	運輸業	教育	その他	合計
正社員	1	0	6	0	2	0	1	7	17
非正規	26	0	8	10	4	0	1	3	52
計	27	0	14	10	6	0	2	10	69

※平成26年同時期は正社員13名、非正規39名

イ 就業支援講習会開催実績

○適職セミナー開催実績（県内全域を対象に実施）

求職中の母子家庭の母を対象に、自分の適職を見つけ、就職の見通しをたてるためのセミナーを実施。

（平成26年度）各3日間のセミナーを2回開催。延べ73人参加

〈参加者へのアンケート調査〉

・参加者のうち約42%が就業中（パート等41%、正社員1%）

- ・「セミナーが就職・転職に役立ちそう」と回答した方 91%
 主な意見：就職にあたり課題や問題点が整理できた。今後の見通しを立てたことで前向きな気持ちになれた。就職・転職活動に必要なスキルが身についた。

(平成27年度) 各3日間のセミナーを2回開催予定。延べ67人参加

○パソコン教室開催実績(政令市、中核市を除き実施)

就職に役立つスキルとして初心者向けにパソコン教室を実施。

(平成26年度)

4日間のパソコン教室を6回開催とスキルアップ講座を2回開催し延べ193人参加。また、講座の途中で就業相談も実施している。

<参加者へのアンケート調査>

- ・参加者のうち**約48%が求職中、受講終了後約33%が就業決定している。**

- ・講座全体について「満足」と回答した方 88%

(平成27年度)

4日間のパソコン教室を6回開催予定、また、スキルアップ講座を3回開催予定。

② 高等職業訓練促進給付金の実施

母子家庭の母等の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間「高等職業訓練促進給付金」を支給し生活の負担を軽減するとともに、養成機関で修業が終了した場合に、修了支援給付金を支給し、資格取得を支援する事業を実施している。

- ・支給額 月額 100,000円ないし月額 70,500円(所得により異なる)
 入学支援終了一時金 1回 50,000円ないし25,000円(卒業時支給)
- ・支給期間 上限2年間
- ・対象資格 2年以上修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格
 例 看護師(准看護師)、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等
 (参考)平成28年度国予算案で拡充予定(支給期間:2年→3年、対象資格:修業期間2年以上→1年以上)

○支給人数及び資格取得実績(政令市・中核市を除く)

(平成26年度実績)

支給人数及び支給総額:130人 83,746千円(政令市・中核市除く)

資格取得の状況（政令市・中核市除く）

（単位：人）

区 分	資格取得者数	就業に結びついた人数			求職中	就学継続	不明
		総数	常勤	パート			
看護師	21	14	14	0	1	0	6
准看護師	5	4	4	0	0	0	1
歯科衛生士	3	2	2	0	1	0	0
介護福祉士	2	2	2	0	0	0	0
保育士	2	2	1	1	0	0	0
作業療法士	1	1	1	0	0	0	0
その他	3	3	2	1	0	0	0
計	37	28	26	2	2	0	7

○ 神奈川県内においては、資格取得者数のうち76%が就業しており、多くは常勤として雇用されている。

2 経済的支援

① 母子父子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等に対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし、貸付を実施している。（父子及び寡婦についても準用）

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など12資金がある。

貸付実績（平成26年度）（政令市・中核市を除く）

（単位：千円）

年 度	合計		うち修学資金・就学支度資金			
	件数	貸付金額	件数	% 割合	貸付金額	% 割合
平成25年度	969	463,465	906	92.9	434,407	93.7
平成26年度	955	455,454	883	92.5	424,248	93.1

○ **貸付金の9割以上が、子どもが高校、専門学校、大学等へ進学するための修学資金、就学支度資金という学費への貸付となっている。**

（参考）政令市・中核市の状況

平成26年度貸付実績 2,393件 674,571千円

(償還状況) (政令市・中核市を除く)

(単位：千円)

年度／区分		調定額	収入済額	償還率(%)
平成25年度	現年度	453,232	331,779	73.7
	過年度	1,249,499	93,340	6.5
	計	1,702,731	425,120	24.3
平成26年度	現年度	445,511	321,806	72.2
	過年度	1,266,917	83,051	6.6
	計	1,712,428	404,857	23.6

- 償還率については、現年度（新たに償還が始まった分）については、70%以上償還されているが、過年度（過去の滞納分）については、償還率が低くなり、そのため収入未済金が増加している。

本貸付制度は、償還金を原資として、貸付を行っていることから、貸付金額も減少せざるを得ないことが課題となっており、より効果的な未収金対策を実施している。

<未収金対策>

- ・債権管理回収部門において貸付金の償還業務を実施（平成24年度～）。
- ・債権回収会社に未納債権の回収を委託（平成25年度～）。
- ・借受者の便宜及び未収金減少のため、返済金の口座振替を導入予定（平成28年度～）。

②児童扶養手当の給付

父母の離婚、父の死亡等により父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とし、手当の給付を実施している。

(参考) 平成28年度国予算案で増額予定（支給額：2人目 5千円→10千円、3人目以降 3千円→6千円）

(受給者数及び給付実績額) (政令市・中核市含む)

(単位：人, 千円)

年度／区分	平成25年度	平成26年度	対前年比
受給者数	58,679	61,990	104.5%
給付実績額	25,769,314	25,319,266	100.1%

③寡婦（夫）控除みなし適用の実施

ひとり親家庭支援の推進のため、結婚歴のないひとり親についても寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして、サービスの利用者負担額や給付額を算定する「みなし適用」を実施している（平成27年7月～）。

<対象事業>

県営住宅家賃や高等職業訓練促進給付金など

3 母子家庭等に対する相談体制と情報提供の充実

① 養育費取得に向けた支援

母子家庭等の生計の安定に向けた取組みを支援するため、養育費の取得に向けた専門家により相談を実施している。（月1回～2回実施）

（相談実績）（政令市・中核市除く）

区分	離婚前の相談	養育費	法律問題	その他	合計
平成25年度	23	38	2	9	72
平成26年度	13	17	3	1	34

*なお、相談実績は全て母子家庭の母。（離婚調停中も含む）

② 母子・父子自立支援員による相談の実施

母子家庭、父子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な貸付金を始めとして生活全般にわたる支援を行い、自立援助と福祉の向上を図るため、県内の各福祉事務所において相談業務を行っている。

県内の母子・父子自立支援員設置数 70名

（うち政令市・中核市を除くと26名）

（相談実績：政令市・中核市除く）

（単位：件）

項目	平成25年度	平成26年度
生活一般	4,300	4,183
（うち就労）	(1,317)	(1,320)
児童（教育等）	1,241	1,285
生活援護（福祉資金）	8,673	9,202
その他	305	303
計	15,836	14,973

- 支援員の主な業務は、生活相談、就業相談、経済的相談等とされているが、**61%が福祉資金の貸付相談となっている。**
- 全国的にみても同様な状況にあり、平成26年度実績で61%が貸付金などの経済的相談となっている。

(参考) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱
(国制定) (抜粋)

第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」並びに寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

③ リーフレットやホームページ等による広報の充実

様々な支援情報を取りまとめて紹介するリーフレットを平成27年6月に新たに作成し、ひとり親家庭の方が手続きに訪れることの多い、市町村の児童扶養手当窓口で配布している。また、県ホームページにも、各支援制度にリンクする総合的なメニューページを設けた。